

## 2020年度「高石記念プール・愛好会(個人利用)」実施要項

本実施要項は、高石記念プールを授業以外で利用する際の「個人利用」に関する必要事項を定めています。  
該当する方は、本実施要項を順守してください。

### 1. 利用者の資格

所定の利用者登録手続きを行った次の方を、利用者とします。

早稲田大学在学学生 (学部・大学院・科目等履修生・交換留学生)

### 2. 利用条件

以下の事項(1. ~3.)をすべて満たすこと。

(1) 定期健康診断を利用者登録を申請する年度内に受診済みであること(以下は必要項目)

①胸部X線 ②尿検査 ③身長・体重 ④血圧⑤視力 ⑥問診(必要に応じ内科診察)

**※大学が行う定期健康診断、または学外診療機関いずれの受診でも可**

(2) 心電図検査を受診して、健康上、水泳を行うことに問題がないことを確認していること。

(3) 本実施要項に定める手続きを行い、注意事項を順守すること。

### 3. 時間・定員・期間

随時、競技スポーツセンターホームページ内でお知らせします。

※以下は閉館とします。

・土曜、日曜、祝日(授業を行う祝祭日を除く)

・夏季・冬季一斉休業期間、臨時の休業日(8/24・31・9/7・11/6・12/28)

### 4. プールの概要

(1) プールの構造: 25m×6コース(泳力に応じて初級・中級・上級コースに分けています)

(飛び込み台から5m程は水深が3mありますので、ご注意ください)

(2) 定員: 随時、競技スポーツセンターホームページでお知らせします。

(3) 利用時間割: 別途、定めます。

(4) 利用期間: 原則として授業開講期間の第2週目より、授業最終日までです。ただし、夏季・冬季および春季休業期間の公開日は、別途掲示します。また、工事等、大学の都合により、利用できない期間があります。あらかじめご了承ください。

## 5. 利用者登録手続き

本実施要項の注意事項等を確認のうえ、以下の事項に従って「利用者登録手続き」を行ってください。手続き完了後、「高石記念プール利用者登録証」をお渡しします。本登録証は原則として再発行しません。大切に保管してください。

(1) 申請期間は、原則として、授業開講期間とします。

(2) 申請箇所は、高石記念プール受付(38号館1階)とします。

(3) 以下を申請時にお持ちください。

①学生証、②印鑑

③利用者登録申請書兼同意書(※記入には印鑑が必要)

★申請者が未成年の場合、親権者署名・捺印も必要になります。

④利用登録申請年度内の健康診断結果(例:学生定期健康診断の「健康個人カード」)

※検査項目は「2. 利用条件 (1)」を参照

⑤申請年度から過去3年以内の心電図検査結果(在学中に1度は受診していること)

\* 本学学部から進学された大学院生は学籍番号が変わります。お手数ですが定期健康診断、および心電図検査を再度受診してください。

(4) 利用者登録の有効期間は当該年度のみとなります。次年度以降も利用を希望される場合は、再度この「5. 利用者登録手続き」を行っていただく必要があります。

## 6. プール入場方法

(1) プール入場時に以下のものを持参してください。手数料収納証は係員にお渡しください。

①学生証、②高石記念プール利用者登録証、③手数料収納証

(2) 利用料は1回につき100円です。

利用時間分の早稲田大学手数料収納証を高石記念プール内、所属の学部事務所や学生会館(戸山キャンパス)等に設置されている手数料収納証発行機で、予め購入してください。

(3) 「7. プール利用上の注意事項」を順守し、更衣室、プール内を安全かつ衛生的に利用ください。

## 7. プール利用上の注意事項

この注意事項には(1)利用者が行うべきこと、(2)利用者が行ってはいけない禁止事項、(3)利用できない方について記しています。利用者のみなさまが注意事項を守り、安全かつ衛生的なプールを確保して互いに気持ちの良い利用を心掛けてください。安全かつ快適にご利用いただくため、監視員および係員から利用者のみなさんへ指示をすることがあります。ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

(1) 以下の行為を行ってください。—**厳守事項**

- 所定の申請手続き、利用手続きを行うこと
- 自分の健康状態に留意のうえ、自己責任で利用すること
- 場内では、監視員および係員の指示に従うこと(衛生上、管理上、水泳不相当と認めた場合は退場してもらうことがあります)
- 現金、貴重品は、各自で責任を持って保管すること
- ロッカーは必ず鍵をかけること

- 必ずシャワーをあびて、からだを清潔にしてから入ること
- 泳ぐ前に全身にわたって準備運動をすること
- 必ず水泳帽、競泳用ゴーグルを着用すること(競泳用の水着着用が望ましい)
- プールサイドはすべりやすいので、走らず、転ばないように注意すること
- プールの最深部は3mあるので十分注意すること
- 自分の泳力から無理のないように泳ぐこと
- 最深部分中央の排水柵は、常時プール水が循環しているため、吸い込みに注意すること
- 60分のうち、少なくとも1回10分間の休憩をとること
- ケガをしたり、体調が悪くなった場合には、監視員または係員に申し出ること
- 利用時間の終了20分前には全員プールから上がること
- 水泳終了後は洗顔、およびシャワーをよく浴びること
- 施設内の設備および器具等に異常が発生した場合には、ただちに監視員または係員に報告すること

**(2)以下の行為は、禁止します。—禁止事項**

- 施設内での撮影、飲食、喫煙等
- シャワーと腰洗い槽での、シャンプーや石鹸の使用、および衣服等の洗濯
- 飛び込み、その他危険な行為
- 手拭、タオル等をプールに入れること
- 衣服を着たままでのプールサイドへの入室
- 安全管理上、金属やガラス製品その他危険が予測されるものの持込み(例:ウエットスーツ、潜水用具(酸素ボンベ)、足ひれ、シュノーケル、マット等器具類、時計、メガネ、コンタクトレンズ、浮輪等)
- スタッフ事務所および受付内に無断で立入ること
- その他利用者の迷惑となる行為
- 安全衛生上、問題がある行為

**(3)次に該当する方の利用を禁止します。—利用不可となる健康状態について**

- 医者から水泳を禁じられている方
- 心臓病の方、不整脈など何らかの所見が記載されている方等、心臓・循環器系機能の障害等で医師にスポーツが不相当といわれている方
- 脳貧血、脳溢血をおこしやすい方
- 高血圧症、または病気やけがなどで治療中の方、健康上運動を制限されている方
- 腎臓病の方
- 筋肉の痙攣や意識の喪失などの症状を招く疾病を有する方、脚気の方
- 目、耳に疾病のある方
- 風邪、感染症、伝染病その他、他人に感染するおそれのある疾病を有する方
- 酒気をおびている方、病気で発熱している方、睡眠不足の方、その他疲労ぎみの方、体調の悪い方

## 8. プール施設利用上の事故

(1) プール施設利用中に体調が悪くなった方ケガをした方は、ただちに監視員、係員までお知らせください。必要に応じて、ファーストエイドを行います。また必要に応じて、保健センターをご利用ください。

(2) プール施設利用中の事故につきましては、本学は一切の責任を負いかねます。ただし、本学在学生のプール施設利用中の事故には、「早稲田大学学生補償制度(担当: 学生生活課)」が適用され、傷害補償金を給付する場合がありますので、監視員、係員または競技スポーツセンター事務所に報告してください。

## 9. 貴重品等の管理

(1) 現金、貴重品は、各自で責任を持って保管してください。ロッカーを使用する場合には、必ず鍵をかけてください。なお、万一盗難など事故が発生しても本学は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

以 上

早稲田大学競技スポーツセンター